

平成26年(行ツ)第60号, 第78号, 第79号, 第82号, 第85号~第87号, 第90号, 第99号, 第108~第111号, 第113号, 第117号~第120号, 第132号, 第154号~第156号 選挙無効請求事件

判 決 理 由 骨 子

平成25年7月21日施行の参議院議員通常選挙当時, 公職選挙法14条, 別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下における選挙区間の投票価値の不均衡は, 平成24年法律第94号による改正後も違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが, 上記選挙までの間に更に上記規定の改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず, 上記規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

参議院議員の選挙制度における投票価値の平等の要請や国政の運営における参議院の役割等に照らせば, 従来の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず, 都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ, できるだけ速やかに, 現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる上記の不平等状態が解消される必要があるというべきである。

(補足意見, 反対意見がある。)